

原議保存期間	3年(令和8年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	3年(令和8年12月31日まで保存)

総 乙 達 第 14 号  
生 企 乙 達 第 163 号  
刑 企 乙 達 第 134 号  
交 企 乙 達 第 145 号  
公 乙 達 第 81 号  
令 和 5 年 1 2 月 2 7 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

## 社会の変化に応じた警察広報の推進について（通達）

対号 令和2年2月4日付け総乙達第1号、生企乙達第13号、刑企乙達第5号、交企乙達第12号、公乙達第3号「時代の変化に応じた警察広報の推進について（通達）」

人口減少・少子高齢化、情報通信技術の目覚ましい発展、サイバー空間の拡大、経済のグローバル化、自然災害の激甚化・頻発化等、近年における社会情勢は、著しい変化の最中にあるところ、県警察は、県民の要望を把握した上で必要な情報を発信し、県民に安心感を与えるとともに、県民に対する説明責任も果たしていかなければならない。

各位にあっては、社会の変化を踏まえつつ、下記のとおり、積極的かつ効果的な警察広報を推進されたい。

なお、対号は廃止する。

### 記

#### 1 警察広報の目的と基本方針

##### (1) 目的

警察広報は、

- ・ 施策の推進、県民の理解と協力の確保
- ・ 犯罪や事故被害の防止（注意喚起、警鐘）

- ・ 県民への安心感の付与
- ・ 県民に対する説明責任の履行

を目的に実施し、ひいては警察に対する県民の信頼確保に資するものである。

## (2) 基本方針

近年、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下「SNS」という。）等が広く普及し、誰でも手軽に情報を発信し、交換することが可能となっているが、これらの情報の内容は玉石混交である。

このような中で、警察としては、情報を発信するタイミング、手段、媒体等を的確に選定し、県民が必要とする情報を迅速かつ正確に提供していく必要がある。

また、これを実現するためには、大きな情報発信力を有する新聞、テレビ、ラジオ、通信社等のマスメディア（以下「報道機関」という。）との連携が不可欠であることから、平素から報道機関と良好な関係を構築しておく必要がある。

## 2 重大事案発生時における的確な情報発信

### (1) 重大事案発生時における「第一報」

重大事案発生時には、事実関係を迅速かつ正確に把握し、県民の被害を防止するために必要な情報を発信すること。

また、「第一報」を行った後に県民に発信すべき情報が新たに把握された場合には、機を逸することなく、続報として発信すること。

### (2) 適時適切な情報発信

重大事案発生時に捜査、救助等を行う際には、可能な限り、事案の概要、警察の対処方針、警察の対応状況等を県民に発信し、安心感の付与に努めること。

また、重大事案発生時の広報においては、広報の専従員を指定するなどして適時適切な広報を徹底するほか、報道機関の立入りが困難又は立入りを規制する現場では、必要に応じ、警察が広報素材を収集し、報道機関に提供することを検討すること。

### (3) 様々な媒体による情報発信

情報の発信に当たっては、報道機関に対する広報のほか、ウェブサイト、電子メール、SNS、防災行政無線、車載マイク、電光掲示板等の活用を図ること。

なお、重大事案発生時にこれらの媒体を円滑に活用できるよう、平素から情報発信の方法を把握しておくこと。

## 3 警察活動に関する積極的な広報

### (1) 戦略的広報の推進

警察活動が適正に評価され、県民の理解と協力が得られるためには、その活動実態、仕事の成果、警察職員の任務にまい進する姿が、より大きく報道機関に取り上げられることが効果的である。

したがって、警察活動の広報は、

- ・ 県警察と県民との信頼関係の構築による犯罪の起きにくい社会の実現
- ・ 真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材の確保
- ・ 特集記事、インタビュー等に登場した個々の警察職員の士気の高揚

等の効果が得られるよう、綿密な計画と周到な準備を組織的に行い、戦略的に推進すること。

(2) 報道機関の要望に応じた広報素材の提供等

平素から報道機関との良好な関係を構築し、あらゆる機会を通じて報道機関が求めている広報素材の把握に努めること。

広報素材を提供する場合には、被撮影者を含む個人のプライバシーが侵害されること、警察活動に対する支障が生じること、警察職員とその家族等に危害が及ぶこと等がないよう、必要な措置を講じること。

(3) 特集番組等の取材の申込みに対する適切な対応

報道機関から特集番組又は特集記事の取材の申込みを受けた場合には、

- ・ 警察広報の目的にかなった内容であるか。
- ・ 警察活動に支障が生じるような内容ではないか。

等を十分に検討し、対応の適否を判断すること。

当該申込みを受けた場合は、当該番組又は記事の内容が、県民に無用な誤解又は疑念を生じさせるものとならないよう、関係部門が連携し、報道機関と事前・事後に調整すること。

(4) 報道機関に対する積極的な働き掛け

関係部門が緊密に連携し、警察活動及び警察活動に従事する警察職員の姿が、適時適切に報道されるよう、報道機関に対して広報素材を提供するなどの働き掛けを積極的に行うこと。

また、警察職員に対するインタビュー取材についても、当該職員の警察活動に支障がなく、警察広報の目的にかなうと認められる場合には積極的に対応すること。

(5) 効果的な広報媒体の活用

警察活動の広報を行うに当たっては、報道機関に対する広報のほか、石川県警察ウェブサイト、I・Pメール、SNS、地域コミュニティー情報誌、ポスター、リーフレット、電光掲示板等を活用するとともに、各種イベントの機会を積極的に利用すること。

4 報道連絡における誤発表の絶無

報道連絡における誤発表は、当事者及び関係者に被害を及ぼすほか、報道機関及び県民の警察に対する信頼を損ねることから、報道連絡文を発出する場合には、疎明資料との照合、報道発表チェック表に基づく複数人による内容の確認を徹底する

など、誤発表の絶無を期すこと。

## 5 警察情報の保秘徹底と適切な情報管理

石川県警察における広報活動に関する訓令（平成16年石川県警察本部訓令第20号）に基づき、警察本部では課の次席、副隊長又は副校長を、警察署では副署長を広報担当者に指定して、広報活動の組織的な運用を図っていることから、それ以外の警察職員が所属長や広報担当者の指示無く、警察情報を報道機関等に提供することがないように徹底すること。

また、警察情報を記した書類等が部外者の目に触れることがないように管理に万全を期すこと。

## 6 その他

- (1) 組織犯罪、広域犯罪等に係る広報素材の提供等を行おうとする場合には、他の都道府県警察の捜査に影響を及ぼすおそれがあることから、警察本部事件主管課は、事前に警察庁の事件主管課等に確認の上、必要な協議を行うこと。
- (2) 戦略的広報を実施し、効果が認められた場合等には、その都度、別記様式「戦略的広報等の実施結果報告」により、総務課広報室に報告すること。

# 戦略的広報等の実施結果報告

課・署・隊  
(担当： 係)

事件・事故、 行事等	・
事案の概要 広報の内容	・
報道日時	・
報道媒体 (新聞、TV、ラジオ等)	・
効果、反響等	・
報道内容（新聞記事、写真等）	

## 戦略的広報等の実施結果報告

課・署・隊

(担当： 係)

事件・事故、 行事等	〇〇を活用した〇〇街頭キャンペーン（〇〇抑止活動）
事案の概要 広報の内容	多発している〇〇地区において・・・・・・・・
報道日時	令和〇年〇月〇日 午後6時20分から
報道媒体 (新聞、TV、ラジオ等)	〇〇テレビ「〇〇ニュース」内 〇〇コーナー、△△新聞
効果、反響等	地域住民も参加し、・・・・・・・・ 通行者からは、・・・・との声も聞かれるなど、・・・・効果も認められた。 テレビを見た視聴者からは、・・・・・・・・ 他の地域や自治体への波及効果も・・・・
報道内容（新聞記事、写真等）	